# 東峰村観光サイン整備業務 企画提案公募実施要領

本公募要領は、東峰村観光サイン整備業務の企画提案公募に参加しようとする事業者 (以下「提案者」という。)が留意すべき事項について定めたもので、提案者は、以下の事 項を熟知した上で、公募に参加するものとする。

- 委託業務名 東峰村観光サイン整備業務
- 2 委託業務の内容 別紙「委託仕様書」のとおり
- 3 委託期間 契約締結の日から令和8年3月19日まで
- 4 委託者東峰村
- 5 予算規模49,984,000円(消費税及び地方消費税を含む)
- 6 企画提案公募参加資格 以下の要件を全て満たしていることを条件とする。
  - (1) 福岡県内に事業所を有する事業者であること。
  - (2)過去10年の間に、公共サインに関係する計画やガイドライン等の作成、観光サイン看板の設置業務の受託経歴があり、当該委託業務の円滑な遂行が可能な事業者であること。
  - (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない 者であること。
  - (4)東峰村入札参加資格を有すること。なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、 企画提案書の提出時までに資格者の登録を終えていることを条件とする。
  - (5) 東峰村の規定による指名停止期間中の者でないこと。
  - (6)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者ではないこと。
  - (7)東峰村暴力団排除条例(平成22年東峰村条例第16号)に定める暴力団又は暴力

団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

## 7 企画提案公募スケジュール

(1)企画提案公募開始(HP公表) 令和7年10月27日(月)

(2) 企画提案公募説明会 実施しない

(3) 企画提案公募に関する質問受付期限 令和7年11月10日(月)17時

(4) 企画提案公募に関する質問への回答 令和7年11月13日(木)予定

(5) 企画提案書の提出期限 令和7年11月20日(木)17時

(6) 一次審査(書面) 結果の通知 令和7年11月25日(火)予定

(7) 最終審査(プレゼンテーション) 令和7年11月28日(金)予定

(8) 委託契約候補者の決定通知 令和7年12月 5日(金)予定

(9)委託契約締結 令和7年12月上旬予定

#### 8 企画提案公募参加手続について

- (1) 企画提案公募に関する質問受付及び回答
  - ・ 仕様書及び本公募要領に関する質問がある場合は、別紙「質問票」(様式第1号) に必要事項を記入の上、下記により提出すること。
    - ① 受付期間 令和7年11月10日(月)17時まで ※必着
    - ② 提出方法 電子メール
    - ③ 提 出 先 東峰村ふるさと推進課 商工観光係

E-mail: furusui@vill.toho.fukuoka.jp

・ 質問に対する回答は、令和7年11月13日(木)を目途に、東峰村公式ホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の提案内容に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては、回答しないこともある。

## (2) 企画提案書の提出

① 提出書類及び提出部数

提出書類	部数
ア)企画提案応募書(様式第2号)	1 部
イ)提案者概要(様式第3号)及び 提案者の組織体制、事業内容が分かるもの(任意様式、事業者パ ンフレット可)	5部

## ウ) 企画提案書(任意様式)

…A4版横置き、片面印刷。 作成に当たっては、別紙「企画提案書作成要領」を参照のこと。 5部

- ② 提出期限 令和7年11月20日(木)17時まで ※必着
- ③ 提出方法 持参または郵送 ※電子媒体での提出は不可。
- ④提出先 東峰村ふるさと推進課 商工観光係 〒838-1792 福岡県朝倉郡東峰村大字宝珠山6425 東峰村役場宝珠山庁舎2階

#### ⑤ その他

- ・提出書類は、委託契約候補者の選定にのみ使用する。
- ・提出書類の作成に要した費用、その他参加に要した費用については、提案者の負担とする。
- ・本公募要領に示した公募参加資格がない者、提出書類に虚偽の記載をした 者の提案書は無効とする。
- ・提出書類は、採用の有無に関わらず返却しないものとする。

#### 9 委託契約候補者の選定について

- (1)一次審查(書面審查)
  - ・下記の「10 審査基準」により書面審査を行い、下記「(2)最終審査(プレゼンテーション審査)」を行う提案者を選定する。
  - ・選定結果は、令和7年11月25日(火)を目途に提案者全てに通知を行う。 なお、審査及び選定結果に関する質問には応じない。
- (2) 最終審査(プレゼンテーション審査)

プレゼンテーション審査を行い、評価点の高い提案者を委託契約候補者に選定する。

- ① 実施日 令和7年11月28日(金)予定
- ② 実施方法 東峰村役場内会議室で各提案事業者によるプレゼンテーション (質疑応答を含む20分程度)を予定
- ※当日の時間等詳細は、別途通知する。
- (3)委託契約候補者の決定

最終審査の結果は、令和7年12月5日(金)を目途に文書にて通知する。

## 10 審査基準

・審査は、委託事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)委員が下表に示す 評価対象項目により採点し、全委員の点数を合算した合計点数が最も高い提案者 を委託契約候補とする。合計点数が同点となった場合は、選定委員会の協議によ り選定する。 ・なお、満点の6割を最低基準点とし、全委員の点数を合算した合計点数がこれに満たない場合は、選定しない。また、提案者が1事業者の場合、全委員の点数を合算した合計点数が最低基準点を満たすときは委託契約候補者として選定する。

	評価対象項目	配点
	に績 分する能力を有しているか。(本委託業務のノウ ○実績があるか等)	15 点
	ュール とめの適切な運営体制、人員配置となっているか。 テし得るスケジュールになっているか。	20 点
3 業務実施の内容 (業務全般の提案)	(目的・理解度) ・業務の背景、目的を踏まえた適切な企画提案 となっているか。	15 点
	(提案の具体性) ・提案内容は妥当かつ具体的なものであるか。	15 点
	(提案の実現性) ・提案内容は今後のサイン整備の実現性が見込める有用なものとなっているか。	15 点
	<ul><li>(提案のデザイン性)</li><li>・わかりやすいサインのデザイン案が示されているか。</li></ul>	10 点
4 見積価格の合理性 ・経費が合理的に積算され、かつ適切な内容であるか。		10点
合 計		100点

#### 11 契約について

- (1) 契約に当たっては、委託契約先候補者と具体的な委託業務内容等について協議 を行い、合意に達した場合に限り、委託契約を締結するものとする。
- (2) 委託業務内容は、委託契約先候補者が提出した企画提案書を基本とするが、契約協議の過程で、内容の一部変更を求めることがある。
- (3) 契約締結に係る諸費用(印紙代等)は、受託者の負担とする。
- (4) 契約に当たっては、東峰村財務規則第113条の規定により、契約金額の 100分の10以上の金額を契約保証金として、東峰村に納付するものとする。 この契約保証金は、契約が支障なく履行されたときは、契約期間終了時に全額

返還する。なお、次の場合には、契約保証金が減免される。

- ① 東峰村を被保険者とする履行保証契約を保険会社と締結した場合。
- ② 過去2年の間に東峰村もしくは本村以外の国(予算決算及び会計令第99条 第9号に掲げる公社、公庫、公団等を含む。)、又は地方公共団体とその種類 及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これをすべて 誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められ るとき。

## 12 問合せ先

東峰村ふるさと推進課 商工観光係 担当:熊谷、田坂

T838-1792

福岡県朝倉郡東峰村大字宝珠山6425

TEL: 0946-72-2312

FAX: 0946-28-7723

E-mail: furusui@vill.toho.fukuoka.jp